

平成 31 年度(2019 年度)
公立大学法人宮城大学年度計画

平成 31(2019)年 3 月
公立大学法人宮城大学

公立大学法人宮城大学
平成 31 年度(2019 年度)年度計画目次

第 1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 教育に関する目標を達成するための措置 1
- 2 研究に関する目標を達成するための措置 11

第 2 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 地域貢献に関する目標を達成するための措置 14
- 2 国際交流等に関する目標を達成するための措置 16
- 3 東日本大震災からの復旧・復興支援に関する目標を達成するための措置 18

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 18
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 19
- 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 19
- 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 19

第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 20
- 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 20
- 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 21

第 5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置 21
- 2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置 22

第 6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

- 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 22
- 2 安全管理等に関する目標を達成するための措置 23
- 3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置 23

第 7 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画 24

第 8 短期借入金の限度額 26

第 9 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画 26

第 10 剰余金の使途 26

第 11 県の規則で定める業務運営に関する事項 26

第 1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標を達成するための措置

イ 学士課程

- ・平成 30 年度(2018 年度)に実施した自己点検・評価の結果を踏まえ、アドミSSION・ポリシーの文言を修正する。
- ・全学広報の一環として、オープンキャンパスを両キャンパスで夏に 1 回ずつ開催する。
- ・高校訪問を 80 校程度、高校教員向け入試説明会を 3 回程度実施するほか、民間企業や高等学校が開催する入試関連イベントにも積極的に参加する。
- ・新たな学務基幹システムの運用開始に伴い、「入学前リクルーティング」データの蓄積に努めるとともに、アンケート等を通じて、各種広報活動の PDCA サイクルを確立する。
- ・新学務基幹システムに入試関係のデータを円滑に移行させるとともに、学生情報の調査分析を進め、入試制度の改善につなげる。
- ・高大連携推進室とも連携しながら、質の高い出願者の獲得に向けて、高校側との情報交換を効果的に進める。
- ・国や他大学の動向等も踏まえつつ、2021 年度入学者選抜試験の詳細な制度設計を行う。
- ・入学試験を適切に運営し、本学のアドミSSION・ポリシーに合致する優秀な学生をできるだけ多く確保する。
- ・入試ミス防止のため、作題・査読体制を強化するとともに、マニュアル等の見直しを行う。

ロ 大学院課程

- ・平成 30 年度(2018 年度)に実施した自己点検・評価の結果を踏まえ、アドミSSION・ポリシーの文言を修正する。
- ・リニューアルされたウェブサイトや各種広報冊子、入試相談会等を通じて、研究科の魅力を幅広く発信する。
- ・各研究科の将来構想等を踏まえ、入学者選抜のあり方を再整理し、必要な改善を行う。
- ・定員の在り方を含め、定員充足に向けた取組を引き続き検討する。
- ・地方自治体派遣枠を通じて、県内市町村職員の研究科への受入をさらに拡大する。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

イ 学士課程

(イ) 教育課程編成の基本方針

- ・自己点検・評価を受けて、全学カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの全面的な改正及び各学群ポリシーの見直しを実施する。
- ・大学将来構想に基づく 2021 年度以降の教育課程の改正を目指し、新たなカリキュラム・ポリシーの検討に着手する。
- ・学群のディプロマ・ポリシーで定めている学修成果に基づいて厳正に学位授与を行えるよう、卒業時の学修成果測定の実施について見直しを図る。
- ・2021 年度以降の教育課程改正を目途として、自己点検・評価における問題点を改善するとともに、大学理念・目的をより高度に実現するための教育課程の見直し作業に着手する。

- ・ シラバスへの到達目標，講義内容，評価基準等の記載内容のチェックを継続的に実施し，質の確保に努めるとともに，平成 31 年度(2019 年度)から導入される新学務基幹システムによるシラバスの学外公開を実施する。
- ・ アクティブ・ラーニング導入支援のために，学修管理システム(MoCA)の全学での本格的な運用を開始する。また，利用に関するファカルティ・ディベロプメント(Faculty Development：FD)の実施を行う。
- ・ 授業科目の中でアクティブ・ラーニングを展開するためのFDを実施する。
- ・ アクティブ・ラーニングのための学修環境整備として，大和キャンパスにおいて新棟((仮称)デザイン研究棟)の整備を進めるとともに，太白キャンパスではcommons整備計画を策定し，段階的な整備に着手する。
- ・ 地域連携センターの有するネットワーク等を活用し，平成 30 年度(2018 年度)の課題を改善して県内 6 つの自治体をフィールドに「地域フィールドワーク」を開講する。
- ・ 全学共通科目の「コミュニティ・プランナー概論及び演習」，「コミュニティ・プランナー実践論」，「コミュニティ・プランナー・フィールドワーク演習」を開講し，「地域フィールドワーク」とこれらの科目をコミュニティ・プランナープログラムの基盤科目として位置付け，地域社会に貢献できる人材養成に向けた課題解決型の学修(Project Based Learning：PBL)に取り組む。また，コミュニティ・プランナープログラムの基盤科目のほか，所定のプログラム関連科目の単位を修得した学生に対して，卒業時に「コミュニティ・プランナー・アソシエイト」を授与する。
- ・ 各学群の特性を活かした入学時からのキャリア教育の集大成として，進路実現のために必要な能力を身に付けることができるよう，2 年次までの基盤教育・各学群のキャリア系専門科目と連携しながら，平成 31 年度(2019 年度)から「キャリア開発Ⅱ」，「キャリア開発Ⅲ」，「インターンシップⅡ」を新たに新規開講する。

(v) 共通教育(基盤教育)

- ・ 2021 年度以降の教育課程改正に向けて，現行基盤教育科目の履修状況や授業評価等に関する点検を進めて課題を明らかにするとともに，基盤教育の課程再編における方針策定を行う。
- ・ 教学 IR(Institutional Research)の一つとして，入試区分毎の入学後の学力分析等を進め，効果的な学習機会の提供方法及び実施計画を立案する。
- ・ A0 入試合格者に対する入学前研修・学修機会の提供，基礎学力不足者へのリメディアル機会の提供を継続的に実施する。
- ・ 平成 30 年度(2018 年度)において試行的開催であった，補講・質問対応による正課の補完，および学習会の開催を一つのモデルケースとして定着させ，教員発信による正課外学習コンテンツをより充実すべく実施可能なコンテンツの精査・検討を行う。
- ・ 太白キャンパスにおいてもグローバルcommons，ディスカバリーcommonsを開所し，担当教員との連携のもとに，大和キャンパスと同様に学生への正課外学習の機会の提供を図る。
- ・ 2021 年度以降の教育課程改正に向けて，フレッシュマンコア科目の導入効果等について点検評価を進めるとともに，より効果的なフレッシュマンコアの展開を目指した教育課程再編方針の策定を行う。
- ・ 平成 30 年度(2018 年度)に引き続き，イベント系の学習機会を定期的に開催し，主体的学習意欲の促進を支援する。
- ・ 引き続き，現在の英語科目のカリキュラムの見直しと改善を進める。

- ・ 正課と正課外学習の連携を深め、英語学習に対する学生の意欲をさらに向上させるため、グローバルコモンズの正課外学習コンテンツの充実を図る。
- ・ 平成 30 年度(2018 年度)に引き続き、グローバルコミュニケーション部門との連携のもと、少人数に限定した環境で、より高いレベルの語学学習の場を提供するとともに、学生がより幅広く他文化・他言語に興味を持つことができるような学習機会を提供していく。
- ・ 将来の地域を担う社会人としての幅広い知識や能力を養うために、本学と同様に地域を志向する奈良県立大学に学生を派遣し、日本及び世界の国々の歴史や文化を深く理解するための単位互換プログラムを開講するとともに、奈良県立大学の教員を招聘した単位互換プログラムを本学で開講し、学生の学びの幅や機会を多面的に提供する。
- ・ 引き続き、各学群と各センターが協力し、企業、団体等との連携した「産学連携講座Ⅰ・Ⅱ」の 2 科目を全学共通科目で開講する。
- ・ 「スタートアップ・セミナー」「アカデミック・セミナー」などの自己表現力の向上を図る科目の効果的な教育のために、科目の内容を検証して改善を図るとともに、情報処理能力を向上させるための科目群の内容の検証も合わせて行う。
- ・ 科目担当者の能力向上が図られるよう、これらに関する FD を実施する。

(ハ) 専門教育

[看護学群(学部)]

- ・ 看護学教育モデル・コア・カリキュラムおよび看護学士教育におけるコアコンピテンシーを参照し、“学びの振り返り”の改訂を行い、看護学群における卒業時到達目標の教員間の共有を図る。
- ・ 「災害看護プログラム」のポートフォリオを活用し、地域における災害ボランティア活動など正課外活動も含めて、学生の主体的な学びを支援する教員によるサポート体制を整備する。
- ・ 「国際看護プログラム」の教育内容の充実に向けて、海外演習の新たな協力施設との調整を図り、教育体制を整備する。
- ・ 東日本大震災に関する振り返りにより抽出された課題を踏まえて、「災害看護プログラム」の教育内容を改めて見直すとともに、プログラム全体の評価方法を検討する。

[事業構想学群(学部)]

- ・ 国内外の大学、研究機関との教育・研究分野における連携を進め、新カリキュラムのエクステンションや学系分野における研究ネットワークの充実を図る。
- ・ 地元企業やグローバル企業との連携を、キャリア開発、インターンシップを軸に進め、講師招聘や連携講座、共同プロジェクト等の実施を検討する。
- ・ ALCS(Academic Learning and Cultivation Survey)学修行動比較調査(2018)の結果分析をもとに、学類配属方法や 1・2 年次の教育内容および教育方法について課題を洗い出し、改善案を検討する。また、新カリキュラムにおけるゼミ配属を実施し、ゼミ指導を含めた 3 年次までの専門課程の検証を学類ごとに行う。
- ・ 各科目の成績評価方法を調査し現状問題点がないかチェックを行う。

[食産業学群(学部)]

- ・ 大学改革 3 年目となり、各学類のコース配属も決まり、専門科目が本格化し、卒業研究サーベイもスタートする。前年に引き続き、食産業学群の新カリキュラムの運用状況を確認し、問題点等を抽出すると共に、迅速な解決を図る。

- ・ 「将来構想(次期教育研究体制スキーム)」の策定、並びにそれに基づく、教員組織の編成方針や教員配置(採用)計画を確定する。
- ・ 新カリキュラムにかかわる最先端技術に対応した実験機器の整備及び施設の改修工事を実施する。
- ・ 実験・実習用の機器・機材が更新の時期を迎えていることから、今後 10 年を見据えた更新スケジュールを作成し、中期計画等での予算化を図る。
- ・ 学内及び地域に食サービスを提供できるスモールスケールの「食産業実践ラボ」施設の整備案を作成する。

(二) 教育方法と成績評価

- ・ アクティブ・ラーニングを講義に十分に取り込むため、ICT などシステム面での整備を図るとともに、大人数クラス、少人数クラスそれぞれに必要なティーチング・アシスタントのあり方を検討する。
- ・ ICT などを活用したアクティブ・ラーニングがどのような効果を上げているかを検証する。
- ・ データ&メディアコモンズにおける学生の自修や自主的な創造活動を支援するために、データ&メディアコモンズ等整備基本計画に則り、オープンスタディとデジタルリサーチの環境整備を行う。
- ・ 学生による学修支援体制の導入については、引き続き検討を進める。
- ・ 成績評価が厳正・公正かつ適切に行われているかについて、成績評価ガイドラインに基づいて各学群教授会において継続的に点検を実施し、必要な改善を行う。
- ・ 学群のディプロマ・ポリシーで定めている学修成果に基づいて厳正な評価を実施するとともに、学生が自ら到達度を点検・自己評価できるよう、卒業時の学修成果測定の取組について見直しを図る。
- ・ 学修状況可視化システムを導入するとともに、新しい GPA(Grade Point Average)制度の運用を開始する。また、学修状況可視化システムの導入効果について検証する。
- ・ 平成 31 年度(2019 年度)から運用予定の新しい学務基幹システム上での学修ポートフォリオ機能の利用促進を図る。

ロ 大学院課程

(イ) 教育課程編成の基本方針

- ・ 学士課程の平成 29 年度(2017 年度)改訂カリキュラム履修者が進学する 2021 年度に向け、研究科のディプロマ・ポリシーを検討し、修得すべき学修成果の具体化およびカリキュラムの検討を行う。

[看護学研究科]

- ・ 地域包括ケアを推進する高度専門職業人養成として、「在宅看護専門看護師教育課程」を申請する準備を行う。
- ・ FD を通して、「看護学研究科前期課程主な年間スケジュールと修士論文作成までの道のり」活用による院生の自立的な研究遂行能力に関する成果についての評価を行う。
- ・ 大学院生の自立的な研究能力を高める研究科セミナーを企画・開催する。
- ・ 専門分野において新規性のある知見を体系化する能力を養えるよう、研究指導體制や研究指導方法について検討する。

[事業構想学研究科]

- ・ 県内外の大学院生を広く募るための専門分野における教育研究を検討し、講義科目の充実化を図る。演習科目については、複数教員指導の効果的な活用方法を検討する。

[食産業学研究科]

- ・ 産業界および地域社会のニーズに対し新規性のある研究が行えるよう、科目と教員の適切な配置を図るとともに、博士後期課程のあり方について検討を行う。

[事業構想学研究科・食産業学研究科共通]

- ・ 「将来構想（次期教育研究体制スキーム）」に基づいて、学士課程改革や産業界および地域社会のニーズに対応した高度専門職業人養成、及び研究者養成など、次期カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに沿った教育体系の構築に向けた検討を行う。
- ・ 産業界および地域社会のニーズを踏まえつつ、複数教員による指導により、問題設定能力、調査分析能力及び問題解決能力を向上させるための教育方法を検討する。

(ロ) 各研究科

[看護学研究科]

- ・ 引き続き、学生が計画的に研究活動を進めることができるように、学生の個々の研究能力の現状を踏まえ、個別指導・小集団指導・大集団指導による教育・指導体制を強化する。

▶博士前期課程

専門看護師養成コースについては、38 単位教育課程運用を円滑に行うとともに、新たな分野について検討を始める。研究能力養成コースについては、作成した「道のり」活用の評価を行うとともに、研究指導の充実を図る。

▶博士後期課程

3 年の修学期間で身に着けるべき研究能力についての終了時の到達目標を検討する。

[事業構想学研究科]

▶博士前期課程

指導教員、副査 2 名による早期からの複数指導体制を継続するとともに、平成 30 年度（2018 年度）に作成した評価票による評価を実施する。

▶博士後期課程

入学当初からの複数指導体制を継続するとともに、学位未取得学生への指導体制について検証を行い、必要な改善策の検討を行う。

[食産業学研究科]

- ・ 「将来構想（次期教育研究体制スキーム）」の策定、並びにそれに基づく、教員組織の編成方針や教員配置（採用）計画を確定する。
- ・ 先端的な専門知識・技術を備え、高度で独創的な研究能力を持つ研究者を養成するため最新の機器・設備導入計画を作成し、中期計画等での予算化を図る。

▶博士前期課程

社会人や他大学からの進学者、ABE イニシアティブ等による留学生の受入れを推進し、地域貢献につながる課題解決型の実践的な研究テーマに取り組むように推奨する。

地域貢献につながる社会人学生の受け入れを容易にするため、授業でのサテライトキャンパスの活用などを検討する。

▶博士後期課程

公設研究機関や企業などからの社会人学生の受入れを推進する。
県職員の大学院への受入れについて、制度化、入学金・授業料での優遇措置の可能性について引き続き検討する。

(ハ) 教育方法と成績評価

[看護学研究科]

- ・ 研究計画発表会や集団指導を通して、院生同士がピアレビューを行う機会となるよう活用を図る。
- ・ 学士課程から大学院進学を推進するような体制を検討する。
- ・ 研究に関するプレゼンテーション能力や論文執筆能力の向上を図るための方法について検討する。
- ・ 引き続き、シラバスに授業の達成目標及び成績評価基準を明示し、厳正な評価を行っているかを確認する。
- ・ 履修ガイドに「看護学研究科学位論文審査基準」を明示し、各学年において講義開始前のガイダンスで周知を図るとともに、基準に基づいた厳正な審査を行う。
- ・ 博士論文審査検討会において、博士論文ごとに外部審査員の必要性を検討する。

[事業構想学研究科]

- ・ 入学者が学びやすい環境(科目配置, 時間割等)を整え, 地域社会などから受け入れやすい体制作りを検討する。
- ・ 引き続き, 必修科目である事業構想基礎講座において, 表現力の向上や論文執筆能力の向上, 研究倫理の理解のためのプログラムを継続する。
- ・ 外国語のコミュニケーション能力や表現力の向上に向けた取り組みを行い, 講義・演習科目の充実を図る。
- ・ 国内外の学会発表についても引き続き促進方法を検討する。
- ・ 副指導教員の役割の明確化などを検討して, 公正な学位審査を更に検討する。

[食産業学研究科]

- ・ 入学者個々の学修状況に応じた教育指導体制をとるとともに, 引き続き, 入学者がより学びやすい環境を目指す研究科の教育プログラムについての検討を行う。
- ・ 引き続き講義を通しての外国語コミュニケーション能力や表現力の向上に向けた取組を行う。また, 研究室の枠を超えた研究科内での研究発表会を開催し論文発表を積極的に行わせるとともに, 引き続き学会発表の促進のため, 学生の旅費の一部を教育費から支出する。
- ・ 研究科内の教育プログラムの改善について, 科目などより具体的な検討を行う。
- ・ 博士論文の審査に関する審査要綱, 申合せ, 内規に基づき厳正な審査を行う。
- ・ 博士論文の審査に関する審査要綱, 申合せ, 内規の運用における問題点, 修正点を必要に応じ改定する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 適正な教員配置

- ・ 新たに策定された「将来構想(次期教育研究体制スキーム)」に基づき, 教員組織の適正な編成を行う。

- ・引き続き公募制を原則としながらも、平成 30 年度(2018 年度)に策定した「将来構想(次期教育研究体制スキーム)」に掲げられた教育・研究の方向性を踏まえ、必要な人材を明らかにした上で選考を行い、選考結果を公表する。
- ・選考対象者の教育力、研究力、地域貢献、学内運営への取組姿勢等についての的確に審査を実施する。
- ・助教の選考方法については、面接のみで運用していることから、模擬授業、研究成果プレゼンテーションを含める等、選考方法のあり方について検討する。
- ・大学院を担当する優れた教育研究業績等を有する教員を配置するため、学系が再構築されたことも踏まえ、必要な改善策について検討する。

ロ 教育及び教員の質の向上

(イ) 教員評価

- ・平成 30 年度(2018 年度)に再構築した教員評価制度を着実に実施して、教員の資質の向上を図る。

(ロ) 授業評価

- ・新たに導入予定の授業評価システム「nigala」の運用を開始するとともに、システムの導入効果及び運用に関する検証作業を行い、必要な改善を実施する。
- ・教員・学群のフィードバックとしての授業改善計画・教育改善計画についての点検を行うとともに、必要な改善を実施する。
- ・平成 30 年度(2018 年度)末に試行した研究科の授業(教育)評価システムについて点検を行い、必要な改善を実施する。

(ハ) 教員研修

- ・平成 30 年度(2018 年度)に引き続き、マクロ(大学運営レベル)、ミドル(学群等部局レベル)、ミクロ(科目群等科目レベル)の 3 つのレベルでのファカルティ・ディベロップメント(Faculty Development : FD)、スタッフ・ディベロップメント(Staff Development : SD)の計画・実施・報告を、全学で共有することで、FD・SD活動を促進する。
- ・平成 30 年度(2018 年度)の全学 FD・SD の開催日・企画内容の周知を早い時期に行い、参加率の向上を図る。

[看護学群(学部)・看護学研究科]

- ・本学の学士課程 4 年間での学生の成長を評価する“学びの振り返り”の改訂に関する FD を実施し、看護学群の学生が、卒業時到達目標を達成できる能力を養う教育支援方法を強化する。
- ・引き続き、日本看護系大学協議会等が企画する研修会等に継続して参加し、情報を得、看護師等の教育課程の改訂における方向性を把握する。また、FD や報告会で共有化を図り、教育改善および質向上に向けて検討する。
- ・研究科における若手教員が増えてきたため、引き続き、FD を通して、教員の研究指導力を強化する。
- ・教員の博士論文指導力を高めるために、博士論文審査検討会を定期的に開催する。

[事業構想学群(学部)・事業構想学研究科]

- ・引き続き、研究科新規担当教員を中心として、FD 等を利用して学位論文の効果的な指導方法等について研修を実施する。

[食産業学群(学部)・食産業学研究科]

- ・引き続き、教員の教育能力向上のため、障がいを持つ学生の支援の在り方、卒論を含む評価方法の再検討、等のテーマに関する FD や研修を実施する。食産業学研究科においては、研究科を取り巻く現状を把握し、入学者のニーズ、学習および研究環境等について議論を行い、今後の研究科のあり方について課題と周辺環境の変化に関する情報及び意識を共有する。

ハ 教育環境の整備

- ・大和キャンパスにおいて平成 30 年度(2018 年度)に稼働を開始した各コモンズについて、イベント等を企画・開催することにより、学生の主体的学びの促進を図っていく。
- ・太白キャンパスについて、「ディスカバリーコモンズ」と「グローバルコモンズ」の稼働を開始する。さらに「スチューデントコモンズ」と「データ&メディアコモンズ」の準備について検討をさらに進める。
- ・平成 30 年度(2018 年度)より実施した ALCS 学修行動調査を継続実施し、回収率を上げる(平成 30 年度(2018 年度)51.34%)とともに、年度ごとの変化を把握する。
- ・「蔵書方針」を見直し、それに基づく「資料選定基準」を学内周知して、本学の教育・研究・地域貢献に資する資料提供・収集に努める。
- ・学術機関リポジトリの活用を促進し、本学で生み出される研究成果等の発信チャンネルとする。オープンアクセス・リポジトリに関する FD・SD を実施する。
- ・ディスカバリーコモンズでは両キャンパスにおいてカリキュラムセンター(コモンズ等整備検討委員会)と連携し、企画・運営体制を軌道に乗せる。
- ・ディスカバリーコモンズのソフト事業の 1 つとして、展示架の企画・運営体制の再構築を行う。
- ・これまで図書館利用促進のためのソフト事業として展開してきた「六限の図書館」を、ディスカバリーコモンズ(図書館)の中核的ソフト事業と位置づけ引き続き実施する。
- ・電子ジャーナル・データベース等の利用に関する利用者向け講習を計画的に実施・強化する。
- ・図書館ポータルサイト及び館内掲示(サイン計画)の改善を進める。
- ・教育研究活動における情報システムの利活用を推進するため、安定した情報ネットワーク通信環境を提供する。
- ・語学力の向上と学生の海外留学支援のため、学生のニーズに合わせてグローバルコモンズ内において、書籍教材、語学映像放映等を充実させることで、学生に気軽にグローバルコモンズで過ごしてもらう環境を促進する。
- ・国際交流・留学生センターアシスタントについては、さらに海外留学や海外生活に関する知識を習得させ、学生本位のアドバイスを提供できるよう支援する。
- ・長期留学生の海外留学報告会、リアル・アジア報告会、留学先大学の紹介イベント等をグローバルコモンズにおいて実施し、グローバル人材育成プロジェクトの取組や成果を発信する。
- ・協定校等との連携による教育研究活動を通じた取組及び成果等を情報発信するため、国際交流・留学生センターの取組や留学生等の活動を紹介するインターナショナルウィークをグローバルコモンズにおいて実施する。
- ・「スタートアップ・セミナー」のクラス担任と基盤教育群の教員を中心にした 1 年生への学修支援体制をより強化するとともに、スチューデントコモンズにおいて学生スタッフによる運営体制を整備し、運営に携わること自体を学修機会として提供する。
- ・学生同士による学修支援体制(ピア・サポート体制)の構築を図る。

- ・ 教員との相談体制について、学生および教職員への周知を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

イ 学修支援

- ・ 「スチューデントサービスセンター運営方針」ならびに「学生健康支援基本方針及び健康支援室運営方針」に沿って学生への支援を実施する。
- ・ 長期欠席者など履修上に課題のある学生に対して、各学群のスチューデントサービスセンター ワーキンググループを中心に健康支援室やキャリア・インターンシップセンター等と連携を取って支援を行うとともに、要支援学生の早期発見に努め、履修上の問題を抱えた学生への支援体制を強化する。

【数値目標】休学率(年人数/収容定員)2%以下 退学率(年人数/収容定員)1%以下

- ・ 要支援学生に対し適切な支援を行うため、閲覧権限の明確化など個人情報の保護に配慮した上で、学生データの統合を図る。
- ・ 宮城大学アカデミックポートフォリオ「MAP」をキャリア教育に活用する。
- ・ 学生が「学修ポートフォリオ」で自己点検する内容を、学群ごとに明確化する。
- ・ 新授業評価・学修状況チェックシステムの運用を開始するとともに、システムの導入効果及び運用に関する検証作業を行い、必要な改善を実施する。
- ・ 各学群・研究科の履修モデルの適切性について点検評価を行い、必要があれば見直し・追加を行う。

ロ 生活支援

- ・ 「学生健康支援基本方針及び健康支援室運営方針」に沿って、心身の問題を抱えた支援の必要な学生の状況を、スチューデントサービスセンター、各学群の同センターワーキンググループ、健康支援室で共有し、各部局が連携して学生への適切な対応を行う。
- ・ 各教職員が、支援を必要とする学生の早期発見とフォローに取り組めるよう、健康支援に関するマイクロFDを実施する。
- ・ 2020年度のキャンパス内完全禁煙の実施に向けて、大学近隣との連携を図る。
- ・ 喫煙ハウスの利用状況を把握し、喫煙者に対する禁煙教育を行うとともに、未成年の学生が喫煙者とならないよう指導を図る。
- ・ 2020年度に実施するキャンパス内完全禁煙が実施後後退することのないよう、キャンパス外での禁煙についても学内での周知を図る。
- ・ 春のコンボケーションデー(学生同士のコミュニケーションをテーマとした交流企画)におけるブラインドサッカー体験を踏まえ、障がい有する人への支援について考えを深める。
- ・ 特別な配慮を必要とする学生に対する支援体制の整備を図る。
- ・ 授業料減免、分納・延納制度の申請方法が新たなシステムの導入により変更となる予定のため、学内メールやポータルサイトの活用により学生への周知を徹底し、授業料収入の3%の枠内での授業料の減免措置を継続して実施する。
- ・ 授業料納付が遅れる学生に対して、面談等を通して経済状況等を把握し個別に対応する。
- ・ 国による高等教育無償化に向けて、宮城県、公立大学協会等との情報共有を行いながら制度設計を行う。

ハ 就職支援

- ・ キャリア・インターンシップセンターにおいて収集された情報や大学に関する企業情報を、採用やインターンシップ、他部門との連携などに多面的に活用していくための具体的な事業を展開する。
- ・ 各種業界・医療機関に関する研究セミナーやガイダンスの開催に当たっては、学生の就職支援という観点に加え、連携講座、共同研究といった多様な関係を構築していくための場としても活用していく。
- ・ 正課及び学外研修等として実施しているキャリア関係科目において、引き続き大学初年次からキャリア形成に向けた意識の醸成を図り、学生が自らの適性を踏まえたキャリア形成を主体的に考える力を養うとともに、インターンシップを含む総合的かつ継続的なキャリア教育を通じて、大学の科目における専門性とともに人間力を磨くことができるプログラムを構築し、学生の指導を行う。
- ・ 本学学生に特化したプログラムである学外研修「インターンシップ・アドバンスコース」において、平成 31 年度(2019 年度)に運用体制の強化に取り組むことで、既存企業でのプログラムをさらに充実させる。
- ・ 平成 31 年度(2019 年度)より、3 年次後期までキャリア科目(必修)を配置するとともに、本学のキャリア形成プログラム、就職実績などに関して、高校、企業等が何を求めているのか PDCA を意識しながら、広報の充実化にむけた方策を実施する。
- ・ 正課及び学外研修等として実施しているキャリア関係科目において、引き続き大学初年次からキャリア形成に向けた意識の醸成を図り、学生が自らの適性を踏まえたキャリア形成を主体的に考える力を養うとともに、インターンシップを含む総合的かつ継続的なキャリア教育を通じて、大学の科目における専門性とともに人間力を磨くことができるプログラムを構築し、学生の指導を行うことで、「就活のいない大学」の実現を目指す。
- ・ 平成 31 年度(2019 年度)稼働予定の新学務基幹システムを活用し、キャリア開発やインターンシップさらには地域・企業連携、共同研究、受託研究等において収集された情報や大学に関する企業情報を一元化し、採用やインターンシップ、他部門との連携などに多面的に活用していく。
- ・ 地元企業への訪問活動を継続し、情報の収集に努めるとともに関係強化を図る。
- ・ 各学群において、卒業生を招聘した交流会を開催するなどして、各企業の人事担当者のみならず卒業生からの実態に即した就職状況等を提供することで、学生の多様な進路選択を可能にするための支援に取り組むとともに、平成 29 年度(2017 年度)に実施・報告を行った「宮城大学卒業生の就労状況に関するアンケート結果報告書」によって明らかとなった「早期離職」を低減させるためのキャリア指導を行っていく。
- ・ 平成 29 年度(2017 年度)に実施・報告を行った「宮城大学卒業生の就労状況に関するアンケート結果報告書」によって、本学学生は「真面目であること」「理解力があること」「社会人としての基本的なマナーが身に付いていること」などで高い評価を得ている半面、「主体性」や「実行力」「人を巻き込む力」などにおいては更なる改善の余地を残していることが分かったことから、1 年次後期から 3 年次後期にわたってキャリア科目(必修)を配置し、このようなジェネリックスキルを効率的効果的に学修できるための具体的な方策を実施し、採用後も企業等において十分に活躍できるような学生を育成する。

【数値目標】看護師国家試験新卒合格率 100% 保健師国家試験新卒合格率 100%
就職率 100% (文部科学省基準, 4 月 1 日)

- ・ 第2回目の「宮城大学卒業生の就労状況調査」を実施し、採用後も企業等において十分に活躍できるような学生を育成するための基礎資料とすることで、日常的な学修を通じて企業や社会から求められる人材を育成する教育プログラムを実現する。
- ・ 事業構想及び食産業研究科においては定員割れが発生しており、大学院への入学者数の確保が喫緊の課題となっていることから、指導教員と連携し、本人の希望や適性に合った就職先を確保するための支援策を検討することで、大学院の魅力を向上させる。
- ・ 修了後の新規就職、職場復帰において、入学前の能力・資格に加えて、本学研究科での学修や研究成果が活かされるよう、指導教員によるそれぞれの専門性に応じたキャリア形成支援をいっそう強化する。

二 社会人・留学生への支援

- ・ 大学院外国人留学生受入れ推進のため、既に大学を卒業している日本語学校生を対象に本学の周知、個人面談等を行い、日本政府等が実施する招聘、奨学金プログラム情報の収集、本学研究科等への橋渡しをしていく。
- ・ 政府等が行う短期訪日研修プログラムに関して、情報収集とその周知を行う。
- ・ 留学に際し支障となる事項を確認し、寮費奨学金を含めてどのような支援が必要か検討を行う。

[看護学研究科]

- ・ 引き続き、社会人学生と調整を図りながら、夜間開講、土・日曜日開講を実施する。また、社会人学生に対してサテライトキャンパスを活用した授業・研究指導などを実施する。

[事業構想学研究科]

- ・ 大学院の通常講義の夜間および土曜日開講について、実施方法について検討を行う。

[食産業学研究科]

- ・ 引き続き、社会人学生と調整を図りながら、夜間開講、土・日曜日開講を実施する。また、社会人学生に対してサテライトキャンパスを含めた外部施設を活用した授業・研究指導などを実施する。
- ・ 社会人学生の掘り起こしのため「みやぎ県政だより」などの広報を積極的に活用する。
- ・ 食産業学研究の内容(特に社会科学分野)を広く普及させるため、2019年6月に太白キャンパスで開催予定の日本フードシステム学会全国大会を広報も含めて積極的に活用する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

イ 研究の方向性

- ・ 「研究に関する方針」及び「研究の実施方針」に基づき、内外の資金を活用し、下記に重点を置いて積極的に推進する。
 - ① 県や市町村の政策課題に関する実践的研究テーマや東日本大震災からの創造的復興に貢献する研究、新商品開発など課題解決型の研究テーマを設定した特別研究費等を競争的に配分する。
 - ② 地域の産業振興、被災者の生活・コミュニティの再生、地域社会の再生・発展など県や市町村が取り組む施策と連携した研究へ学内研究費を配分するとともに、外部資金を活用して、その研究成果の還元に努める。

- ③ 本学ならではの優位性・独自性を有する研究成果の創出に向けて、分野横断的な研究を促進するよう特別研究費を戦略的に配分するとともに、特に注力すべき研究テーマに対しては引き続き学長裁量の特認研究として研究費を配分し、研究活動の活性化を図る。なお、異なる専門分野の連携と融合による研究を推進するため、教員の研究成果共有の場である研究交流フォーラムの充実を図る。
- ④ 連携協定を締結している自治体、商工団体、地域企業、金融機関等と連携し、地域社会のニーズと学内シーズのマッチングによる共同研究・受託研究・奨学寄付金を積極的に受け入れる。また、企業のニーズに応じて学内シーズの実用化ないし産業化を促進する産学連携・地域貢献促進研究に学内資金を戦略的に配分する。なお、特認研究の募集において、県や市町村の各種計画に関する重点課題を設定し、学内研究費においても地域社会の発展に寄与する研究を推進する。

【数値目標】 共同研究・奨学寄附金・受託研究数 45 件

ロ 研究水準の向上

- ・ 「研究の実施方針」に基づき、以下①から③により研究水準の向上を図る。
- ① 国際ジャーナルや論文誌への論文掲載、学術専門図書への刊行や学術機関リポジトリを活用し、以下を目標として、研究委員会を通じて論文掲載数増加を推奨するほか、査読等に必要経費(謝金、旅費等)の予算措置を行い、研究成果の学内共有、学外公表を促進する。

【数値目標】 国際ジャーナル論文掲載数	(看)5	(事)5	(食)25
論文誌(全国)論文掲載数	(看)15	(事)15	(食)35
学術専門図書刊行数	(看)5	(事)5	(食)10
受賞作品数		(事)1	(食)1
取得特許数		(事)1	(食)1
- ② 特別研究費・国際研究費の申請に当たっては、研究意図並びに過去の関連研究成果を明示し、資金配分の妥当性を検証可能なものとする。
- ③ 研究費配分の PDCA サイクルを確立するため、研究成果の評価及び評価に基づく特別研究費の配分を研究費審査会が行う研究評価について検討を行う。

ハ 研究成果の地域社会への還元

- ・ 平成 30 年度(2018 年度)において発行した「宮城大学シーズ集 2018」に掲載したもののほかに、教員の持つシーズについて掘り起しを行い、新たに「宮城大学シーズ集 2019」として発行し、配布やウェブサイトによる情報発信を行う。
- ・ 地域連携センターの活動内容や連携事例について情報発信するためのパンフレット等、連携成果を広報するためのツールを充実させる。
- ・ 連携事例・研究成果等を公開するイベントへの開催や出展により、外部への情報発信を行う。
- ・ 自治体・企業・団体・機関等が抱える課題をテーマとした専門講座の開講により、新たな連携企業の発掘や共同研究等への発展を企図し、地域社会への研究成果の還元を推進する。
- ・ 本学の持つ研究教育成果を公開講座・専門研修や受託事業等によって提供することで、自治体・地域住民等、地域への還元を進める。
- ・ 自治体や企業との共同研究等を推進するため、本学の教職員に対し、他大学の先進事例や新たな研究開発手段等の勉強会を開催する。

- ・ 地域連携センター専任のコーディネーターによる企業・自治体等の訪問・相談対応によって、シーズとニーズのマッチングを推進し、共同研究等の事業化を企画する。
- ・ 共同研究等の事業化によって得られた成果品については、地域連携センターにおいて知財化や製品化についても支援を行い、その知的財産化を促進させる。

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 研究の実施体制

- ・ 企業・団体・機関等の職員向けの専門講座を開講し、企業や試験研究機関等との連携を推進する。
- ・ 地域連携センターにおいて、教員が外部資金を獲得するための基礎的な調査・研究の支援するフィージビリティースタディ (Feasibility Study: FS) 事業の採択を行い、研究支援を行うとともに、FS 事業後の外部資金等への申請や共同研究等の契約等においても専任のコーディネーターが支援し、研究活動の活性化を促進させる。
- ・ 地域連携センターの FS 事業において、若手研究者枠を作り、地域連携に係る若手研究者の発掘とその研究支援を行う。
- ・ 地域連携センターの学群コーディネーター及び専任コーディネーターによって、部局横断型の研究・連携事業等を企画し、勉強会の開催や FS 事業として採択するなどにより、具体的な事業化への検討を行う。
- ・ 地域連携センターの専任コーディネーターによる受託・共同研究等に係る各種研修会への参加や他大学の先進的な地域連携・産学連携例の調査を通して、地域連携センターが研究支援を行うための体制を整え、「研究の実施方針」に基づき、自治体、商工団体、地域企業、金融機関等と連携し受託・共同研究等を推進する
- ・ 「研究の実施方針」に基づき、教職員及び学生・院生に対するコンプライアンス教育を強化するため、e ラーニングによる研究倫理教育プログラムを本格導入する。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則した学内規程により、適切な研究実施体制や、内部監査を含めた組織的なチェック機能を充実させるとともに、教職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、不正の未然防止を図る。

【数値目標】教職員等に対する研修の実施 開催予定時期 9月 開催予定回数 年1回

- ・ 研究備品の使用実態、現在の状態等を継続的に把握するとともに、研究環境改善の観点から更新・導入が必要なものについては、外部資金などを有効に活用して整備する。
- ・ 「大和キャンパス等再編整備基本計画」の整備方針に則り、教育研究環境の整備を進める。
- ・ 「研究の実施方針」に基づき、教育研究環境の整備を進める。

ロ 研究費の配分

- ・ 「研究の実施方針」に基づき、以下①から⑥により研究費を配分する。
- ① 基礎的研究費の配分に当たっては、一律の基礎的配分に加え、前年度の外部の競争的研究資金獲得額や自治体等からの受託研究の受入の実績配分を基に傾斜配分額に反映することでより競争的に配分するとともに、新任教員に配慮し公平に配分する。

- ② 特別研究費及び国際研究費等の配分に当たっては、申請のあった研究課題を研究費審査会の審査に付し、研究内容や研究実績等の評価に加え、外部資金獲得の可能性や若手研究者の育成の観点なども踏まえた審査を行い、採否及び配分額を決定する。
- ③ 本学として特に注力すべき研究活動の特認研究として公募し、研究費審査会による審査及び学長へのプレゼンテーションにより研究内容を適正に評価し、研究費の配分を決定する。
- ④ 国際学会等発表旅費の配分に当たっては、申請のあった内容について、研究成果の発展や大学の対外的な評価向上の可能性などを審査するとともに、これまでの海外派遣実績なども勘案して、特定の教員に偏らないよう研究委員会において配分を決定する。
- ⑤ 東日本大震災からの創造的復興に貢献するため、震災復興(発展)研究を学内で公募し、復興計画期間終了後を見据え、地域社会の持続的な発展につながる研究に対して学内研究費を競争的に配分する。また、外部資金を活用して、IPPO IPPO NIPPON 震災復興特別研究の公募を継続し、震災復興に寄与する研究を推進する。
- ⑥ 研究の実施方針に基づき、基礎的研究費の配分に当たっては、一律の基礎的配分に加え、前年度の外部の競争的研究資金獲得額や自治体等からの受託研究の受入の実績配分を基に傾斜配分額に反映することでより競争的に配分する。なお、特別研究費や海外研究費等の成果発表を行う研究交流フォーラムを引き続き開催する。

【数値目標】 発表件数 30 件(国際学会発表旅費の成果発表を含む。)

ハ 研究者の配置

- ・ 教員の採用に当たっては公募を行い、研究成果等のプレゼンテーション及び面接により、引き続き研究力・実践力の高い人材の確保を行う。
- ・ 地域連携センターのコーディネーターによるマッチングを推進し、企業・地域等との協働による研究の機会創出に努める。
- ・ 「研究の実施方針」に基づき、若手教員の指導及び研究力向上のため、宮城大学学術リポジトリや研究交流フォーラムを活用し研究成果発表の支援を行うとともに、学系での研究成果等の共有や査読等への支援を検討する。また、特別研究費等の審査に当たっては、若手研究者支援の視点で行うほか、複数年の研究期間を認めることや表彰制度を設ける。

第2 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会への貢献

[全学共通]

- ・ 3 年目となる「地域フィールドワーク」の実施では、自治体との連携を密にしながら、地にある企業やNPOとの連携を進め、プログラムの改善に向けた検討を継続する。

[看護学群(学部)]

- ・ 引き続き、各実習における展開方法の改善を図り、教員と臨地実習施設担当者で、学生が、看護に求められる役割や機能を実践的に学ぶことができるよう、指導方法について検討する。
- ・ 専門職連携教育 (Interprofessional Education : IPE) を、授業科目で強化する方法について検討する。
- ・ 臨地実習における IPE を行う専門領域の拡大を検討する。

[事業構想学群(学部)・食産業学群(学部)]

- ・新カリキュラムのインターンシップⅠ(2年:必修科目)およびインターンシップⅡ(3年:選択科目)、学外研修(インターンシップアドバンストコース:2・3年選択科目)を円滑かつ確実に実施するとともに、地元企業・自治体等とのより一層の連携および調整を行い当該科目等の充実を図ることとする。

[看護学研究科]

- ・ニュースレターの発行、公開講座などでの配布など、入試説明会や入試に関する情報発信を引き続き行う。
- ・社会人入学を促進するため、学外ウェブサイトでの情報発信を充実させる。

[事業構想学研究科・食産業学研究科]

- ・引き続き、公開講座、その他機会等を積極的に利用し、大学院教育に関するPRを学内外に実施することとする。くわえて自治体等からの派遣職員向けの受け入れ枠を活用し、受入を継続していくこととする。
- ・地域連携センターの学群コーディネーター及び専任コーディネーターが、部局横断型の研究・連携事業等の企画や若手研究者への支援、「地域フィールドワーク」や「コミュニティ・プランナープログラム」等への協力などにより、各部局との協力体制を強化する。
- ・「学術指導」及び「受託事業」については、事業に参画した教員へのインセンティブ等を検討し、教員が地域貢献事業に積極的に参加するための体制をつくる。
- ・他大学の先進的な地域連携・産学連携事例を調査し、産学官金連携のノウハウを得ることで体制の強化を図る。
- ・地域課題に対する技術指導・情報提供のため、「学術指導」及び「受託事業」等を展開し、大学の教育研究資源を地域へ還元する。
- ・交流棟2階のPLUS ULTRA-を活用し、自治体・企業等との交流・意見交換の場として、企業・自治体向けセミナー等を開催する。
- ・定例の月1回開催する一般向け公開講座のほか、看護職者向けの専門講座、自治体・企業等向けのセミナー、教員免許状更新講習を開催し、教育研究資源を活用した地域貢献を行うとともに、産学官連携を推進させる。

【数値目標】公開講座・シンポジウム等の開催数 50回

- ・学術機関リポジトリの活用を推進し、本学で生み出される研究成果の発信機能を強化する。
- ・ウェブサイト掲載内容や館内掲示(サイン計画)の改善を行い、利用者サービスを向上させ、併せて地域への開放を推進する。
- ・「六限の図書館」の企画・実施に注力し、教育・研究支援の充実に向けての取組とするかたわら、学生と地域住民との交流の機会としても、安定した継続運営に努める。

(2) 産学官の連携

- ・協定を締結している民間企業・団体や自治体等及びその関係先に対して、地域連携センターの専任のコーディネーターが訪問及び相談対応などを行うことによりニーズの掘起しを行い、共同研究や連携事業等を検討し、連携の強化につなげる。
- ・協定締結後の関係性が薄い連携先については、訪問等でその窓口とのパイプを維持しつつ、今後の具体的な連携事業の検討をしていく。

- ・ 商工団体や業種団体などの産業界との協定を生かし、協定を締結していない民間企業・団体や自治体等に対してもニーズの掘起しを行い、共同研究や連携事業等を検討し、新た連携協定締結につなげていく。
- ・ 地域連携センター専任のコーディネーターによる企業・自治体等の訪問・相談対応によって、本学の持つシーズと地域ニーズのマッチングを推進し、地域の課題解決を推進する。

【数値目標】既に中期計画の連携協定目標数を達成済み（目標 20 件，現状 27 件）

- ・ 宮城県基盤技術高度化支援センター(KC みやぎ)に加盟している他大学や研究機関との連携を強化するほか、連携している金融機関・産業団体等とのネットワークの充実にも努め、展示会等への出展により外部へ本学の持つ教育研究成果を発信し、共同研究や受託研究を推進する。

(3) 大学間及び高等学校との連携

- ・ 学都仙台コンソーシアムのサテライトキャンパス公開講座とはじめ、公開講座や研修会の開催により、地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供に貢献する。
- ・ 基盤教育科目の「地域フィールドワーク」では、内容の改善を進めることにより、「コミュニティ・プランナープログラム」との科目連動を整備し、地域連携型実践教育の宮城大学モデルの構築を進める。
- ・ 兵庫県立大学，奈良県立大学との連携教育を継続して実施する。
- ・ 高等学校への出前講義や高等学校主催の大学見学を継続的に実施する中で、課題探究型学習の支援を意識した内容を付加していく。
- ・ アカデミック・インターンシップについては、継続して実施・効果検証を行うとともに、2021 年度以降の入試との関連について検討を進める。
- ・ 引き続き「高大連携事業調整会議」を実施することにより、高等学校側のニーズ把握，大学から高等学校への要望を伝える機会を確保する。

2 国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1) グローバル化を推進するための教育環境整備

- ・ 平成 30 年度(2018 年度)に新設した「リアル・オーストラリア」に加え、学生のニーズを的確に把握しながら、英語圏を中心とした派遣先の戦略的増加と戦略的広範囲化を図る。
- ・ 付属の英語教育機関を有する海外大学との連携については、平成 30 年度(2018 年度)にオーストラリアにおける大学と提携が実現したことから、今後については、北米を中心とした大学との連携を模索する。
- ・ 東南アジアについては、タイ，マレーシアに加え、シンガポール，インドネシアの大学との連携を模索する。
- ・ 本学学生の海外派遣，海外留学に適用する金銭的な学修支援について、財源も含めた持続可能な制度のあり方について検討を行う。
- ・ 全学広報の体制整備によって実施されるウェブサイトのリニューアルに合わせて、国際交流・留学生センター所管分サイトについても、さらなる充実化を図る。
- ・ ウェブサイトの多言語化については、当面英語のみとするものの、機械翻訳によらないネイティブチェックを実施した英語版サイトを可能な限り多くのページで実現する。

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構，トビタテ留学 JAPAN 等従来からの奨学金制度について，引き続き多くの学生が利用できるよう支援するほか，「日本・アジア青少年サイエンス交流計画（「さくらサイエンスプラン」）をはじめ他の国際に関する競争的資金の獲得に向けて積極的に展開していく。
- ・ 海外派遣，海外留学に適用する金銭的な学修支援について，財源も含めた持続可能な制度のあり方について検討を行う。

(2) 海外大学等との連携

- ・ 平成 30 年度(2018 年度)に新設した「リアル・オーストラリア」に加え，学生のニーズを的確に把握しながら，英語圏を中心とした派遣先の戦略的増加と戦略的広範囲化を図る。
- ・ 付属の英語教育機関を有する海外大学との連携については，平成 30 年度(2018 年度)にオーストラリアにおける大学との提携が実現したことから，今後については，北米を中心とした大学との連携を模索する。
- ・ 東南アジアについては，タイ，マレーシアに加え，シンガポール，インドネシアの大学との連携を模索する。
- ・ 平成 30 年度(2018 年度)に加盟した NAFSA(全米国際教育者協会)，JAFSA(国際教育交流協議会)を通して，提携可能性校について，さらなる情報収集を行う。
- ・ 学群・大学院での英語による指導の増強等を通して，受入れ体制の改善を進めていく。
- ・ 長期留学生の留学報告会，リアル・アジア報告会，留学先大学の紹介イベント等を実施し，グローバル人材育成プロジェクトの取組や成果を発信する。
- ・ 協定校等との連携による教育研究活動を通じた取組及び成果等を情報発信するため，国際交流・留学生センターの取組や留学生等の活動を紹介するインターナショナルウィークをグローバルコモンズにおいて実施する。
- ・ 全学広報体制の整備に伴い，広く受験生，一般県民，企業等に対して協定校等との連携による教育研究活動を通じた取組及び成果等を情報発信するため，ウェブサイトによる広報を充実化させる。

(3) 留学・留学生支援

- ・ 本学における高度外国人留学生の増加を目指すため，日本語学校等に対して，留学生に対する更なるリクルートメントを図る。
- ・ 全学広報体制の整備に伴い，海外からの留学生を増やすため，英語による本学の教育研究内容やキャンパスライフ等を英訳するなどして英語版ウェブサイトによる広報を充実化させる。
- ・ 本学における高度外国人留学生の本県企業への就職の増加を目指すため，本学外国人留学生に対する県内企業の認知度向上とマッチングを図る。
- ・ 外国人留学生の住居費低減を図るため，入寮への援助などについて検討を行う。
- ・ 英語による講義・指導の増加を図る。
- ・ 大学院外国人留学生受入れ推進のため，既に大学を卒業している日本語学校生を対象に本学の周知，個人面談等を行い，日本政府等が実施する招聘，奨学金プログラム情報の収集，本学研究科等への橋渡しをしていく。
- ・ 政府等が行う短期訪日研修プログラムに関して，情報収集とその周知を行う。
- ・ 外国人留学生受入れに際し支障となる事項を確認し，寮費奨学金を含めてどのような支援が必要か検討を行う。

- ・ グローバルコモンズについては、引き続き、予算の範囲内で、学生のニーズに呼応し、関係部署と協力し、視聴覚教材や書籍を充実させ、英語の自学自習システムのための環境改善を支援する。
- ・ 国際交流・留学生センターのアシスタントについては、研修やセミナーの受講等を通して留学や海外事情に関する知識をさらに高めてもらい、学生の海外留学相談に対して適切に対応できるようにすることで、学生の相談窓口としての機能を強化する。
- ・ グローバルコモンズにおいて、コモンズ等整備検討委員会などの関係部署と協力し、国内外の有識者による英語によるレクチャーや学生の英語スピーチコンテスト、外国人留学生との交流会等を積極的に実施し、学生が英語に触れる機会を増やす。

3 東日本大震災からの復旧・復興支援に関する目標を達成するための措置

- ・ 経済同友会の寄附金を活用し、被災地の復興及び産業振興に寄与する研究に取り組み、引き続き被災地への支援を行う。
- ・ 大学として行ってきた被災地支援の取組みを総括し、成果品として公表する。
- ・ 「研究の実施方針」に基づき、東日本大震災からの創造的復興に貢献するため、震災復興（発展）研究を学内で公募し、復興計画期間終了後を見据え、地域社会の持続的な発展につながる研究に対して学内研究費を競争的に配分する。また、外部資金を活用して、IPPO IPPO NIPPON 震災復興特別研究の公募を継続し、震災復興に寄与する研究を推進する。

[看護学群(学部)]

- ・ 「災害看護プログラム」におけるポートフォリオの活用を継続し、学生の自主活動の立案や振り返りの支援を実施するとともに、効果的な支援方法を検討する。

[事業構想学群(学部)]

- ・ 最終年となった「復興の地域経営」での現地フィールドワークから得られた材料をもとに、全学共通科目である「地域フィールドワーク」や「コミュニティ・プランナープログラム」、地域創生学類における「災害の科学」および「防災計画」のプログラム充実のための検討を進める。
- ・ 平成 31 年度(2019 年度)においても、引き続き被災世帯に対する授業料減免(震災枠)を継続する(2020 年度まで継続予定)。
- ・ 安否確認システムについて、教職員及び学生に対し、オリエンテーション等で登録方法を周知するほか、非常時に備えて防災訓練や学外での演習・実習において模擬訓練を行う。特に、2 年生以上の学生については各学群と連携し、登録と訓練への応答率を高める方策を検討する。

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 理事長を中心とする運営体制の構築

- ・ 平成 30 年度(2018 年度)に実施した組織改編を維持しながら、理事長・学長の全学的なリーダーシップを支える組織体制となっているかを検証して、必要に応じ見直しを行う。
- ・ 理事会については、引き続き法人の機動的な運営を図るため、必要に応じて臨時理事会を開催し、重要事項の迅速な決定を行う。
- ・ 理事会、経営審議会、教育研究審議会を定期的で開催することとし、機能分担を明確にして、連携を密にすることにより、迅速かつ的確な意思決定を行う。

- ・平成 30 年度(2018 年度)に制定した「学群教授会又は研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程」及び「基盤教育群教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程」に基づき、教授会における審議を充実させていく。
- ・内部統制を図るため、引き続き規程に定めた体制、手順に従い、研究費の監査を含め、適切にテーマを選定の上、内部監査を実施する。
- ・引き続き監査法人と会計監査報告会や役員とのディスカッションを実施する。
- ・重要案件に係る手続きの適正性等について、引き続き監事によるチェックを実施する。
- ・教職員の専門性の向上と業務運営の効率化を図るため、全職員参加型 FD の開催、個別参加型の研修への積極的な派遣、県の階層別研修及び県派遣研修、自主企画勉強会への支援を引き続き実施して、職員の専門性の向上を図る。

(2) 戦略的な予算等の配分

- ・大学の現状及び課題を勘案した予算編成の基本方針を策定し、重要な取り組みに対し予算を重点的に配分するなど、戦略的な予算配分を行う。また、平成 30 年度(2018 年度)からの体制を維持し、定着を図る。

(3) 学外の有識者等の登用

- ・副理事長、各理事等に、学外有識者を適材適所で登用する。
- ・学外者の意見を大学運営に反映させるため、経営審議会の委員に学識経験者や企業経営者を積極的に登用し、学外委員が過半数となるようにする。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・教育研究組織については、再編・統合・見直しを行ってきていることから、再編した組織を維持し、定着を図る。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・平成 30 年度(2018 年度)に再構築した教員評価制度を着実に実施して、教員の資質の向上を図る。また、事務職員については、目標管理制度を引き続き実施し、実績を評価する仕組みを維持する。
- ・教員については、引き続き任期制や特任教員、裁量労働制など、多様な雇用方法や勤務形態を効果的に活用し、平成 30 年度(2018 年度)に見直しをした深夜・休日労働、長時間労働を行った場合の産業医面談、勤務状況等報告書及び教員評価制度の定着化を図る。
- ・年棒制については、国や他大学の動向について情報収集を行う。
- ・事務職員の採用については、県の派遣計画等を踏まえ、引き続き計画的に実施し、積極的に幹部への登用を行う。
- ・研修については、職員の資質向上に向けて、引き続き計画的に実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・事務組織については、平成 30 年度(2018 年度)に再編を行い、業務所管の明確化、機能強化を図ったことから、組織の定着化を図りながら、なお一体的に業務が推進できるよう必要に応じ見直しを行う。
- ・事務が円滑かつ効率的に行えるよう継続して事務処理等の点検・見直しを図る。

- ・ 「情報システム高度化推進基本計画」に基づき、各業務システムの統合を計画どおり着実に推進する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 外部資金の獲得

- ・ 「研究の実施方針」に基づき、学術誌への論文掲載、宮城大学学術機関リポジトリ等を活用した研究内容の周知を継続するほか、自治体・商工団体、地域企業・金融機関等と連携し、受託・共同研究等を積極的に受け入れる。
- ・ 科学研究費補助金その他の競争的資金などの外部資金の公募情報を的確に学内に周知するほか、科学研究費補助金については採択率の向上に向けた学内説明会や希望者に対する応募前の事前審査を実施する。

【数値目標】 外部資金獲得目標額 1億8,000万円

- ・ ウェブサイトの全面的なリニューアルに合わせて本学の研究の強みをPRするなど、広報の強化に努める。
- ・ 外部資金に関する説明会等の参加によって、国、自治体、財団、民間等の外部研究費等に関する情報を収集するとともに、研究委員会を通じた学内での情報共有を図る。
- ・ 外部資金の情報から、教員の外部研究費等の申請を推進し、申請に対して地域連携センターの学群コーディネーター及び専任コーディネーターが企画・立案に参画するなどの、直接的な支援を行う。
- ・ 受託・共同研究においても、地域連携センターの学群コーディネーター及び専任コーディネーターが企画立案の際に参画し、部局を横断した研究を企画するなどの直接的な支援を行い、外部資金獲得増に努める。
- ・ FS事業において、若手研究者を対象とした枠をつくり、若手研究者の研究を推進するとともに、若手研究者による外部資金獲得増に努める。

(2) 自己収入の確保

- ・ 授業料口座振替の利用率を高めるため学生への周知を強化する。
- ・ 授業料の納付状況が遅れる学生に対する指導をきめ細やかに行い、授業料未納者ゼロ継続を目標とする。
- ・ 引続き授業料等各種料金について他大学の金額設定の情報を収集し、必要に応じて額の改定について検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・ 経費削減の一環として行っている「コピー費執行管理(印刷機の活用、予算の割当等)」を継続して実施する。
- ・ 光熱費節減のため、LED照明化を検討する。
- ・ 消耗品の購入について、他大学との共同購入について検討する。
- ・ 施設関連業務の複数年契約への移行についてはほぼ対応が完了したため、今年度については一括発注についての検討をすすめ、さらなるコスト削減を図る。
- ・ 経費削減のためコーポレートカードの導入について検討を行う。

- ・ 業務の外部委託を推進するとともに、随時の見直しを行い、コスト削減や業務の簡素化・合理化を図る。
- ・ 外部委託のほか、定型的な業務について RPA(Robotic Process Automation)の導入可能性について検証を行う。
- ・ 事務の効率化を図るため、外部委託の推進、システムの統合を着実に進める。
- ・ 事務組織については、平成 30 年度(2018 年度)に再編を行い、業務所管の明確化、機能強化を図ったことから、組織の定着化を図りながら、なお一体的に業務が推進できるよう必要に応じ見直しを行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 保有資産(施設・設備等)を定期的に点検し、維持管理の徹底を図るとともに、「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき大和キャンパス及び太白キャンパスの施設有効活用を促進する。
- ・ 施設の老朽化や長寿命化推進への対応を着実にを行うため、「大和・太白キャンパス施設保全計画策定等業務」を施行し、第 3 期中期計画において必要な経費を積算する。
- ・ 余裕資金については、資金繰り等を勘案し、銀行定期預金など安全で確実な金融商品により運用する。

第 5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 教育研究及び大学運営の質の向上を図るため、評価委員会を中心として、年度計画等の策定、実施、評価、改善の PDCA サイクルの更なる定着に向け、自律的な自己点検・評価制度を運用する。
- ・ 中期計画の暫定評価を適切に実施するとともに、次期中期計画策定に向けた検討を開始する。
- ・ 認証評価の円滑な受審に向け、自己点検・評価報告書を適切にとりまとめる。
- ・ 学内で承認された自己点検・評価報告書を 2019 年 4 月末までに大学基準協会に提出するとともに、同協会が本学に対して行う書面評価や実地調査等に学長以下全学挙げて適切に対応し、2020 年 3 月に同協会から示される大学評価結果において「適合」の評価が得られるよう最善を尽くす。
- ・ 県評価委員会による評価結果や自己点検・評価の結果について、経営審議会、教育研究審議会及び理事会等において、PDCA サイクルに基づく分析、検討を行い、業務実施や次期年度計画に適切に反映させるなど、法人の業務運営の更なる改善に生かす。
- ・ 認証評価の受審を通じて、本学が対処すべき課題を確認するとともに、適切な改善策を講じる。
- ・ 年度計画の評価結果とそれらを踏まえて策定した次期年度計画をウェブサイトにより周知し、法人運営の更なる改善につなげる。
- ・ 2019 年 4 月末までに大学基準協会に提出する自己点検・評価報告書及び 2020 年 3 月に同協会から示される認証評価結果について、それぞれ遅滞なく本学ウェブサイト上で公表する。

2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置

- ・ 「宮城大学広報基本方針」に基づき策定した広報グラフィック基本コンセプトのもと、引き続きウェブサイト、各種印刷物を整備する。
- ・ メディア各社や記者との関係を強化するとともに、「宮城大学広報基本方針」に基づき整備した学内の情報収集ルートやプレスリリース作成のフロー等により積極的なパブリシティ活用に向けた取組を推進する。
- ・ 各事業の特質に応じた効果指標を設定し、実施効果を複数年度にわたって適切に測定・検証した上で、次期事業等の改善につながるフィードバックを行うことで、広報施策におけるPDCAサイクル確立を目指す。
- ・ 新しい管理システムの導入により、Web サイトの操作性を向上させるとともに、情報コンテンツの整理を行い、リアルタイムに情報を発信する。
- ・ 各事業の特質に応じた効果指標を設定し、実施効果を複数年度にわたって適切に測定・検証した上で、次期事業等の改善につながるフィードバックを行うことで、広報施策におけるPDCAサイクル確立を目指す。
- ・ ターゲットごとの広報アンケートと、Web サイトのアクセス解析を実施するとともに、質的評価として、「コンテンツがニーズに即し、理解度が得られたか」「必要な情報が得やすい構成で適切な表現がなされているか」等の指標を用いる。
- ・ 量的評価として、アクセス数やWeb サイトへの誘導数等の指標を用いるほか、イベント等については、総合的な満足度と、来場者数の増減により評価する。
- ・ デザインについては専門部会内で総合的なレビューを行う。
- ・ これらにより、戦略的な広報活動の実現に向け、ウェブサイトのアクセス分析体制を強化するなど、効果的かつ効率的な広報体制を確立する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ 施設の老朽化が進んでいることから、「大和・太白キャンパス施設保全計画策定等業務」を施行し、第3期中期計画において必要な経費を積算する。
- ・ 「大和キャンパス等再編整備基本計画」を着実に進め、施設の有効活用を促進する。
- ・ 新棟((仮称)デザイン研究棟)建設を実現するとともに、2020年度からの運用開始に向けた整備を進める。
- ・ 太白キャンパスの学生コモンズ及びデータ&メディアコモンズを2020年4月からの供用開始に向け、物品調達や工事の施行等、着実に準備を進める。
- ・ 大規模修繕については、県との協議のもと施設整備計画に基づき着実に推進する。
 - ▶大和キャンパス空調機(エアハンドリングユニット、ファンコイルユニット)更新工事
 - ▶大和キャンパス講堂照明・音響設備更新工事
 - ▶太白キャンパス体育館改修及び動物実験棟外壁等改修工事設計業務
- ・ 中小規模修繕については、目的積立金等を有効に活用し、計画的かつ機動的に実施する。
- ・ 「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき、学生の教育研究環境の改善を着実に進める。
- ・ エコキャンパス推進会議などを通じ、引き続き大学環境の維持・保全・美化、省資源・省エネルギー等の対応を進めていく。

- ・古紙回収について、回収対象となる古紙の種類を広げ、大学全体の廃棄物削減に取り組んでいく。
- ・LED照明への切り替えについて検討を行う。
- ・施設設備の維持管理については、2020年度より供用開始となる新棟((仮称)デザイン研究棟)を含め、詳細な状況把握に努めるとともに、実情に応じた運用等を図るため、必要に応じ施設等管理使用規程の見直しを行う。

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・事業場衛生委員会を毎月実施し、快適な職場環境の形成に努める。
- ・ストレスチェック、長時間労働者への産業医面談、職場巡視を着実にを行い、教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を図る。
- ・災害の種類や発生パターンを変えた、より実地的な防災訓練を行う。
【数値目標】防災訓練 両キャンパスで各1回実施
- ・引き続き、情報ネットワークシステムに係るセキュリティ関係規程・ルール等の整備を進め、情報管理体制の維持を図るとともに、情報セキュリティに関する知識及び情報等の提供を行う。
- ・全学PC必携化後の情報セキュリティ教育の企画立案を行い、レベルに応じた階層化や定期開催化を検討し、整備する。
- ・「研究の実施方針」に基づき、毒物・劇物その他の薬品を各保管場所において適切に管理するとともに、薬品管理支援システムを確実に導入、運用し一元的に管理する。
- ・教育・研究で生じる廃棄物を適時、適切に処理する。

3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- ・人権侵害に関する相談窓口及び人権侵害防止対策本部を継続して設置する。
- ・非違行為が発生した場合には、厳正・迅速に処置する。
- ・教職員に人権侵害防止について周知徹底し、意識向上を図る。

第7 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1 予算(平成31年度(2019年度))

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,697
授業料等収入	1,093
受託研究費等収入及び寄附金	105
施設整備補助金	0
補助金	50
その他収入	50
目的積立金等取崩	619
計	4,614
支出	
教育研究費	2,524
(うち人件費)	1,692
一般管理費	1,191
(うち人件費)	588
施設整備費	899
補助金	0
計	4,614

2 収支計画(平成 31 年度(2019 年度))

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4, 6 4 4
經常費用	4, 5 7 2
業務費	4, 4 3 1
教育研究経費	5 7 8
受託研究等経費	7 1
人件費	2, 2 7 9
一般管理費	1, 5 0 3
財務費用	4
雑損	0
減価償却費	1 3 7
臨時損失	7 2
収入の部	4, 6 4 4
經常収益	4, 5 7 2
運営費交付金収益	2, 6 2 5
授業料等収益	1, 0 9 3
受託研究等収益(寄附金を含む)	1 3 6
財務収益	0
雑益	6 3 8
資産見返負債戻入	3 0
資産見返運営費交付金等戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	2 9
補助金収益	5 0
臨時利益	7 2
純利益	0
総利益	0

3 資金計画(平成 31 年度(2019 年度))

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4, 6 1 4
業務活動による支出	4, 4 8 3
投資活動による支出	2 0
財務活動による支出	1 1 1
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	4, 6 1 4
業務活動による収入	4, 6 1 4
運営費交付金収入	2, 6 9 7
授業料等収入	1, 0 9 3
受託研究費等収入	1 8 6
その他収入	6 3 8
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期(中期目標期間からの)繰越金	0

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

- ・ 5億円とする。

2 想定される理由

- ・ 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・ なし。

第10 剰余金の使途

- ・ 決算において剰余金が発生した場合は、知事からの承認を得た上で、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に充てる。

第11 県の規則で定める業務運営に関する事項(県規則第七条第一号から第三号関係)

1 積立金の処分に関する計画(法第四十条第四項の承認を受けた金額の使途)

- ・ なし。

2 人事に関する計画

- ・ 引き続き公募制を原則としながらも、平成30年度(2018年度)に策定した「将来構想(次期教育研究体制スキーム)」に掲げられた教育・研究の方向性を踏まえ、必要な人材を明らかにした上で選考を行い、適切に教員を配置する。
- ・ 事務職員の採用については、県の派遣計画等を踏まえ、引き続き計画的に実施し、積極的に幹部への登用を行う。
- ・ 研修については、職員の資質向上に向けて、引き続き計画的に実施する。

(再掲)

3 施設設備に関する計画

- ・ 大規模修繕については、県との協議のもと施設整備計画に基づき着実に推進する。
 - ▶大和キャンパス空調機(エアハンドリングユニット, ファンコイルユニット)更新工事
 - ▶大和キャンパス講堂照明・音響設備更新工事
 - ▶太白キャンパス体育館改修及び動物実験棟外壁等改修工事設計業務
- ・ 中小規模修繕については、目的積立金等を有効に活用し、計画的かつ機動的に実施する。
- ・ 「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき、学生の教育研究環境の改善を着実に進める。

(再掲)

以上